

2019年7月5日

2019年度 ビルクリーニング技能検定(1級、3級) 実施公示

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

職業能力開発促進法施行規則(第66条第3項の規定)に基づき、ビルクリーニング技能検定(1級、3級)の実施について次のとおり公示いたします。

1. 実施する職種

ビルクリーニング職種

2. 実施等級および作業

1級ビルクリーニング作業

3級ビルクリーニング作業

3. 試験の方法

試験は学科試験および実技試験を行います。また、試験問題および試験時の説明は日本語によって行います。

(1) 学科試験

等級	設問	制限時間	合格基準
1級	真偽法 25 問及び択一法 25 問	60 分	満点(100 点) 65%以上
3級	真偽法 25 問	60 分	満点(50 点) 65%以上

(2) 実技試験

1) 実技作業試験

等級	課題	標準時間	打切時間	配点	合格基準
1級	課題1：弾性床表面洗浄作業	17分	19分	40点	各課題 40%以上及び下記の実技ペーパーテスト(合格基準以上)を含めた合計(100点)の60%以上
	課題2：繊維系床部分洗浄作業	10分	12分	20点	
	課題3：壁面洗浄作業	8分	10分	20点	
3級	課題1：弾性床清掃作業	12分	14分	40点	各課題 40%以上及び合計(100点)の60%以上
	課題2：ガラス面洗浄作業	8分	10分	30点	
	課題3：トイレ日常清掃作業	8分	10分	30点	

2) 実技ペーパーテスト

等級	ペーパーテスト	制限時間	合格基準
1級	ビルクリーニング作業における積算見積などに関する問題	60分	満点(20点)の40%以上

4. 実施期日、実施場所等

(1) 実施期日

項目	日程	備考
受検案内配布	2019年8月6日(火)	
受検申請受付	2019年8月19日(月) ～9月11日(水)	消印有効
受検票発送	2019年11月5日(火)	受検票投函日
学科試験 実技ペーパーテスト	2019年11月24日(日)	
実技作業試験	2019年11月25日(月) ～2020年2月7日(金)	
合格発表	2020年3月31日(火)	合格通知投函日

(2) 実施場所

当協会が指定する場所

(3) 実技作業試験問題の公表

実技作業試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに受検票とともに送付します。

5. 2019年度1級ビルクリーニング技能検定留意事項

生年月日証明書 の提出	生年月日を確認するため、証明書（免許証、健康保険証、住民票、住民基本台帳カード等）の写しを申請書に添付し、提出して下さい。
一部合格者に対する有効期限の 設置	学科試験又は実技試験に合格した日から、3年間（最終年にあつては年度末まで）を有効期間とします。 ただし、平成28年度(2016年度)までの1級の一部合格者については、2021年度末(2022年3月31日)までを有効期間（5年間）とする経過措置を設けます。

※年度は、4月1日から翌年3月31日まで

6. 2019年度3級ビルクリーニング技能検定留意事項

受検手数料の 減免措置	3級を受検する35歳未満の方で、受検手数料の減額を希望する方は、受検手数料の一部（実技試験手数料15,000円のうち9,000円）を減額します。（2019年4月1日現在で35歳未満の方）
生年月日証明書 の提出	生年月日を確認するため、証明書（免許証、健康保険証、住民票、住民基本台帳カード等）の写しを申請書に添付し、提出して下さい。
一部合格者に対する有効期限の 設置	学科試験又は実技試験に合格した日から、3年間（最終年にあつては年度末まで）を有効期間とします。

※年度は、4月1日から翌年3月31日まで

7. 受検申請の手続き

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 受付

受付期間内に、必要事項を記載した申請書及び添付資料を添えて、ご提出下さい。

(3) 受付場所

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（問合せは下記 10 参照）

(4) 受検申請に関する注意事項

申請書は、当協会にて配布いたします。なお、申請書類の郵送を希望する場合は、当協会あてに連絡の上、ご請求ください。

8. 受検手数料および納付方法

(1) 受検手数料（非課税）

等級	学科試験	実技試験	合計
1 級	3,700 円	20,000 円	23,700 円
3 級	3,000 円	15,000 円	18,000 円

注）3 級の受検者（35 歳未満）のうち、希望者については実技試験の受検手数料減免措置が受けられます。

(2) 納付方法

学科試験および実技試験の受検手数料は、当協会が指定する方法で納付してください。

職業能力開発促進法（旧・職業訓練法）施行令（昭和44年政令第258条）第7条第3項により、申請を受理した後、以下の場合を除き、受検手数料の返還は致しません。

- ① 受検資格を満たしていないことが判明し、受検を認めない場合。
- ② 2019年9月20日（金）までに受検申請者本人から受検申請を取り消す旨の申し出があった場合。
- ③ 受検手数料の超過払込みが判明した場合。

9. 合格発表

(1) 合否結果の通知

合否の結果は、当協会から書面で通知します。

(2) 一部合格の通知（学科試験又は実技試験のいずれか一方の合格者）

学科試験又は実技試験のいずれか一方の合格者には、一部合格として当協会から書面で通知します。

(3) 合格証書等の交付

合格者には、1 級は厚生労働大臣名、3 級は指定試験機関（公益社団法人全国ビルメンテナンス協会）会長名を記載した合格証書を交付します。

10. 問合せ等

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 技能検定係

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL : 03-3805-7560 / FAX : 03-3805-7561

URL : <https://www.j-bma.or.jp> / E-Mail : info@j-bma.or.jp